平成27年度環境省委託業務報告書 平成27年度 石綿ばく露者の健康管理に係る 試行調査(横浜市) 委託業務報告書

平成28年3月 横浜市

1	調査目的			• • •	• • •	• •	• • •	•	•	• •	1
2	調査実施場	易所・・・・・					• • •	•			1
3	調査実施其	月間 ・・・・	• • • •				• • •	•			1
4	調査実施力	方法 ・・・・					• • •	• •			1
5	調査結果		• • • •				• • •	• •	• •		5
6	平成 27 年	度報告書様式・・・・・	• • • •				• • •	• •			7
7	添付資料別添1	専門委員会委員名簿・指定的	医療機関	見一覧			• • •	• •	•		28
	別添2	受診カード ・・・・					• • •	• •	• •		2 9
	別添3	石綿ばく露者の健康管理に依横浜市肺がん検診自己負担な					• • •	•			3 1
	別添4	参加者へのアンケート結果					• • •	• •			3 9

1 調査目的

環境省では、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行うため、平成18年度から平成26年度において、調査への協力が得られた地方公共団体に居住していた住民等に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施することにより、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の所見の有無と健康影響との関係に関する知見を収集してきた(横浜市においては、平成19年度以降実施)。

これまでの調査により一定の知見が得られたことから、平成27年度以降は、石綿健康相談(仮称)の実施を見据えたモデル事業である石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(以下「試行調査」という)を実施することを通じて、実施主体・既存検診(肺がん検診等)との連携方法・対象者・対象地域の考え方・検査頻度・事業に要する費用等の課題等について調査検討を行った。

2 調査実施場所

横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課等 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地等

3 調查実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

4 調査実施方法

(1)調查対象者

原則として、次の①~④を満たす者を調査対象者とした。

- ① 調査実施期間中に横浜市に居住していた者
- ② 平成2年以前に、泉南地域等(岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田 尻町、岬町、大阪市、堺市及び河内長野市)に居住していた者

または、平成元年以前に奈良県に居住していた者

または、平成元年以前に横浜市鶴見区に居住していた者

または、平成元年以前に羽島市に居住していた者

または、過去に西宮市に居住していた者

または、過去に芦屋市に居住していた者

または、昭和30年から50年に尼崎市に居住していた者

または、平成16年以前に北九州市門司区に居住していた者

または、昭和33年から61年に鳥栖市に居住していた者

- ③ 横浜市が検査を実施する医療機関等で検査を受けることができる者
- ④ 本調査の内容を理解し、調査の協力に同意する者

ただし、上記の条件に該当した者であっても、労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当していた者、石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができた者、石綿関連疾患が原因で医療機関を受診していた者は、継続的に石綿関連疾患に係る健康管理が行われていたことから、本調査の対象外とした。

調査対象者数は86名であった。

(2) 調査実施体制

横浜市は、環境省の委託を受けて、試行調査を実施した。

石綿ばく露者の健康管理では、質問票による石綿ばく露の聴取及び胸部 CT 検査による石綿ばく露の評価を行った。その際、可能な限り、肺がん検診等で撮影した胸部 X 線画像を取り寄せ、読影した。その結果に基づき、調査対象者に沿った保健指導を行った。

さらに、健康管理の試行に伴い、明らかになった実務的な課題や対応方策等を取りまとめた。 また、読影(2次読影)を実施するための専門家(11名)による読影会(4回)、及び調 査報告書作成のための専門家(11名)による専門委員会(4回)を設置した。

(3) 調査方法

(3) -1. 石綿ばく露者の健康管理の試行

(ア) 石綿ばく露の聴取

横浜市は、調査対象者に対し、本調査事業の説明、調査協力への同意のもと、調査登録を行なった。そして、質問票を用いて、横浜市の職員等が調査対象者の呼吸器疾患等の既往歴、本人・家族の職歴、喫煙の有無、石綿ばく露歴などを詳細に聞き取った。

石綿ばく露の聴取を行うにあたっては、石綿に関する健康管理等専門家会議による「石綿ばく露歴把握のための手引き~石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって~ 平成 18 年 10 月」などを参考にした。

(イ) 石綿ばく露の評価

(イ) -1 胸部 CT 検査

初回受診者への石綿ばく露の聴取の結果、石綿ばく露の可能性が認められる場合には、胸部 CT 検査を実施した。2回目以降の受診者については、調査対象者が希望する場合には、横浜市の判断により年1回に限り、胸部 CT 検査の対象とすることした。ただし、その際、横浜市は、胸部 CT 検査の有効性やその放射線被ばくの影響等を調査対象者に丁寧に説明を行った。

(イ)-2 読影

横浜市は、石綿ばく露や石綿関連疾患について十分な知識を持った専門家で構成される専門委員会 (11 名) を組織し、以下に示す画像所見①~⑨の有無の確認を行った。その際、可能な限り、肺がん検診等で撮影した胸部 X 線画像を取り寄せ、読影した。なお、読影を行う際は、撮影日からなるべく間を空けずに実施するよう努めた。

画像所見

- ① 胸水貯留
- ② 胸膜プラーク (限局性の胸膜肥厚)
- ③ びまん性胸膜肥厚
- ④ 胸膜腫瘍(中皮腫)疑い
- ⑤ 肺野の間質影
- ⑥ 円形無気肺
- ⑦ 肺野の腫瘤状陰影 (肺がん等)
- ⑧ リンパ節の腫大
- ⑨ その他の所見 (陳旧性結核病変など①~⑧以外の所見)

(ウ) 精密検査

読影の結果、石綿関連疾患(中皮腫、石綿による肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)が疑われた場合、精密検査を実施した。

なお、横浜市は、調査対象者に自己負担分の費用を支払った際には、支払った内容について、 独立行政法人環境再生保全機構と情報共有を行った。

(エ) 保健指導

横浜市は、調査対象者の健康管理に役立てるため、医師が診断をした後に、保健師を以て、 調査対象者に対する保健指導を実施した。

検査結果については、保健指導時に、調査対象者に手渡しで通知した。

保健指導は3回実施したが、それぞれ結果説明会(集団指導)及び個別健康相談(個別指導) を行なった。調査対象者の健康管理を把握するために、横浜市は以下に示す項目を記載した受 診カードを適宜活用した。

結果説明会(集団指導)の主な内容

- ① 石綿健康被害の経緯
- ② 横浜市の石綿健康被害の経緯
- ③ 石綿について
- ④ 石綿関連所見、石綿関連疾患について

個別健康相談(個別指導)の対象者

- ① 石綿関連で、精密検査が必要とされた者
- ② 石綿関連以外で精密検査が必要とされた者
- ③ 石綿関連で経過観察が必要とされた者(胸膜プラーク有、胸膜プラーク疑い等)
- ④ 石綿関連以外で経過観察が必要とされた者
- ⑤ 禁煙準備期にある喫煙者、禁煙希望者
- ⑥ 相談を希望する者

個別指導の主な内容

- ① 医療機関への受診勧奨
- ② 今後の健康管理の方法
- ③ 禁煙指導

受診カード記載項目

- 氏名
- ② 住所
- ③ 問合せ先
- ④ 肺がん検診受診勧奨文
- ⑤ 肺がん検診実施機関へのお願い
- ⑥ 肺がん検診受診歴 等
- ⑦ その他

受診カードの特徴

調査対象者が自分で健康管理を出来るよう、個別ファイルを作成し、受診カードの他、結果 通知と独立行政法人環境再生保全機構のパンフレット(「石綿と健康被害」と「救済給付のしく み」)が綴れるように工夫した。

個別指導時の「受診カード」配布対象者における振り分けと対応

① 精密検査が必要とされた者

認められた所見について説明し、すみやかに医療機関を受診し、医師の指示に従うよう 指導した。

② 所見を有しているが、精密検査の必要がないとされた者

認められた所見について説明し、直ちに医療機関を受診する必要はないが、経過観察を行うことが望ましい旨を説明した。適宜、石綿による健康リスクについて説明し、肺がん検診の受診勧奨や禁煙指導等を行った。その際、調査対象者に対して、「受診カード」を配布した。

③ 所見を有しない者

所見が認められないことを説明し、不安の軽減に努めた。適宜、肺がん検診の受診勧奨や禁煙指導等を行った。石綿ばく露の聴取の結果、環境ばく露の可能性が高いと思われる者や希望者に対しては、各対象自治体等の判断により、「受診カード」を交付した。

(オ) 調査対象者のフォローアップ

調査対象者のうち、「受診カード」を配布した者に対して、毎年の肺がん検診の受診状況を 把握することを説明した。専門委員会で、委員から次年度も肺がん検診による胸部 X 線より、 胸部 CT による経過観察の方が望ましいと判断された者については、その旨を説明した。

(力) 経過観察

精密検査が必要とされた者については、調査対象者の同意を得て、医療機関への照会を行い 診断結果や治療経過等の把握に努めた。

なお、検査結果において石綿関連疾患が疑われる場合については、本人や家族に対し労災制度や石綿救済制度の窓口を案内し、後日確認を行った。

(3) -2. 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討

健康管理の試行に伴う課題の抽出

横浜市は、横浜市の担当者、医療機関の担当者、調査対象者等に対して、ヒアリング調査又はアンケート調査等を実施することにより健康管理の試行に伴う①~⑩の課題について抽出した。

- ① 実施体制に関する課題
 - ・行政機関、医療機関、調査対象者との連絡調整等
- ② 既存の検診事業との連携に関する課題
 - ・既存の検診事業で実施する胸部 X 線検査の画像を活用すること 等
- ③ 人員・施設等の確保に関する課題
 - ・読影を行う石綿の専門家
 - ・胸部 CT 検査等を実施する医療機関 等

- ④ 調査対象者に関する課題
 - ・年齢・性別・石綿ばく露歴を踏まえた調査対象者の選定 等
- ⑤ 調査対象地域に関する課題
 - ・横浜市における石綿ばく露地域の考え方 等
- ⑥ 検査内容・検査頻度に関する課題
 - ・調査対象者や前回の検査結果等に応じた検査の頻度
 - ・胸部 X 線検査等の画像の取扱い 等
- ⑦ 結果の通知及び保健指導に関する課題
 - ・石綿関連所見が見つかった場合、見つからなかった場合の対応 等
- ⑧ 費用に関する課題
 - ・既存の検診事業に係る費用負担の在り方
 - ・石綿対策の専門家の招へいに係る費用
 - ・画像データ等、健康管理を通じて得られた情報の保存に係る費用 等
- ⑨ 制度の管理に関する課題
 - ・検査や読影、データ管理等の精度管理の方法、事業評価の方法 等
- ⑩ その他、健康管理の試行に伴って生じた課題

(3) - 3. 報告

横浜市は、石綿の健康影響に関する医学的な知見を有する専門家(11 名)により、以下の 事項について結果をとりまとめ、環境省へ報告することとした。

- ① 受診者数
- ② 石綿関連所見ごとの有所見者数
- ③ 石綿関連疾患の該当者数
- ④ 健康管理の試行に関する実務的な課題及び対応方策 等

(3) -4. 広報活動

横浜市は、募集に関して、ホームページ、医療機関や各区福祉保健センターへのチラシの配布、 新聞へのチラシの折り込みなどの広報活動を行った。

5 調査結果

(1) 調查協力者数

平成27年度の調査協力者は86人であった。

うち、問診を受けた者は86人、CT 検査を受けた者は82人、保健指導を受けた者は86人であった。

(2) 調査協力者86人のばく露歴分類

ア	直接石綿を取り扱っていた職歴のある者	4人
1	直接ではないが職場で石綿ばく露した可能性のある者	3人
ウ	石綿を家庭内に持ち込むことによってばく露した可能性のある者	12人
エ	職域以外で石綿取扱い施設等に立ち入り経験のある者	16人
オ	その他ばく露歴が特定できない者	51人

(3) 検査協力者 82 人のばく露歴分類別

ア	直接石綿を取り扱っていた職歴のある者	4人
1	直接ではないが職場で石綿ばく露した可能性のある者	3人
ウ	石綿を家庭内に持ち込むことによってばく露した可能性のある者	11人
工	職域以外で石綿取扱い施設等に立ち入り経験のある者	16人
オ	その他ばく露歴が特定できない者	48人

(4) 検査協力者82人のうち、「胸膜プラーク(所見疑いを除く)」が認められた者19人の内訳

ア	直接石綿を取り扱っていた職歴のある者	1人
1	直接ではないが職場で石綿ばく露した可能性のある者	3人
ウ	石綿を家庭内に持ち込むことによってばく露した可能性のある者	4人
工	職域以外で石綿取扱い施設等に立ち入り経験のある者	4人
オ	その他ばく露歴が特定できない者	7人

(5) 受診カード配布41人の内訳(重複あり)

ア	胸膜プラークのある者	19人
1	胸膜プラーク疑いのある者	4人
ウ	精密検査のある者	8人
工	石綿ばく露の可能性が高い者	15人

(6) 肺がん検診等で撮影した胸部X線画像を取り寄せた際の自己負担分を助成するにあたり要綱を 作成した。(資料別添3参照)

(7) 保健指導実施回数·内容

「公益財団法人横浜市総合保健医療財団 横浜市総合保健医療センター」の4階講堂にて3回結果説明会を実施した。

- ・受付時に喫煙者へのアンケート実施し、禁煙準備期にある者や禁煙希望者には、集団指導 後に禁煙相談が出来ることを説明。
- ・保健師によるパワーポイントを使用しての集団指導(30分)
- ・保健師・看護師による個別指導と受診カードの配布(1人あたり5~10分)
- ・アンケート調査依頼及びその回収、集計(資料別添4参照)

(8) 保健指導時に実施したアンケートからの考察

「石綿に関する健康障害や病気について」は「理解できた、まあまあ理解できた」を併せると 100%、「日常生活で気を付ける事」は「理解できた、まあまあ理解できた」を併せると 99%、「石綿についてどのような制度があるか」は「理解できた、まあまあ理解できた」を併せると 100%となる。石綿に対する知識を得た事で、石綿に対する不安の軽減に寄与したと考える。

試行調査の認知度が低いという回答があった。目的や検査に伴うリスク等を丁寧に説明したうえで、石綿ばく露があった者が、新たな健診参加者として受診できるよう、広報など工夫が必要である。

6 平成27年度報告書様式

表1 項目別人数

受診内容	合計
文部內台	(人)
石綿ばく露の聴取	86
肺がん検診	0
胸部CT検査	82
保健指導	86

[※]平成28年3月31日現在

表2 年齡階層別人数

	合	計	5	月	3	Į.
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
40歳未満	1	1.2%	0	0.0%	1	2.4%
40~49歳	5	5.8%	2	4.5%	3	7.1%
50~59歳	17	19.8%	7	15.9%	10	23.8%
60~69歳	30	34.9%	17	38.6%	13	31.0%
70~79歳	23	26.7%	14	31.8%	9	21.4%
80~89歳	10	11.6%	4	9.1%	6	14.3%
90歳以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	86	100.0%	44	100.0%	42	100.0%

[※]石綿ばく露の聴取、肺がん検診、胸部CT検査、保健指導のいずれか1つ以上受けた者

[※]平成28年3月31日現在

表3:調査対象者に関するばく露歴集計表

びる。この	丑八 水 日 10 15	りゅうしい 路位	- 			I			
	ア.直接職歴あり	1.間接職歴あり	ウ.家庭内ばく露あり	エ.立入・屋内環	オ.その他	小		合	
ばく露 歴分類				境ばく露あり		計	うち 女性	計	うち 女性
	•								
	•	•							
	•		•						
						3	0		
	•	•	•				J		
	•	•		•					
ア	•	•			•	1	0	4	0
	•		•	•				7	J
	•		•		•				
	•								
	•			•					
	•		•	•	•				
	•	•	•	•					
		•							
			•						
		•		•			0		
イ					•	1	0	3	2
						1	1		
		•		•	•	1	1		
		•	•						
			•						
ゥ				•			-	12	8
						12	8		
					•				
エ						16	3	16	3
オ					•	51	29	51	29
合計※	4	3	12	16		86	42	86	42
うち女性 [※]	0	2 毛佐 記 1 /a	8	3	29)			

[※] 縦計については、重複計上により算定した。

[※] 石綿ばく露の聴取のみの者を除く。

表4:調査対象者に関するばく露歴分類と年齢階層別のクロス表

年齢階層	合計		ア. 主に直接職歴		イ. 主に間接職歴		ウ. 主に家庭内ばく露		エ. 主に立入・屋内環境 ばく露		オ. その他	
	計	うち 女性	計	うち 女性	計	うち 女性	計	うち 女性	計	うち 女性	計	うち 女性
40歳未満	1	1									1	1
40~49歳	5	3							2	1	3	2
50~59歳	17	10	2	0			2	2	4	0	9	8
60~69歳	30	13	1	0	2	2	6	3	5	1	16	7
70~79歳	23	9					3	2	3	0	17	7
80~89歳	10	6	1	0	1	0	1	1	2	1	5	4
90歳以上	0	0										
合計	86	42	4	0	3	2	12	8	16	3	51	29

[※]平成28年3月31日現在 ※石綿ばく露の聴取のみの者を除く。

表5:調査対象者に関するばく露歴分類と画像所見のクロス集計表

5-1表:胸部CTの画像所見について

5一1表:胸部	1)計		直接職歴	イ.主に間	間接職歴	ウ.主に家	庭内ばく露	エ.主に立入・見	屋内環境ばく露	オ.そ	の他
	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
調査対象者	86	42	4	0	3	2	12	8	16	3	51	29
胸部CT受診者	82	41	4	0	3	2	11	7	16	3	48	29
石綿関連 所見(疑い を含む)実 人数	29 (4)	12 (3)	1	0	3	2	6 (2)	2 (1)	5	0	14 (2)	8 (2)
①胸水貯留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②胸膜プ ラーク(胸 膜肥厚斑)	23 (4)	9 (3)	1	0	3	2	6 (2)	2 (1)	4	0	9 (2)	5 (2)
③びまん 性胸膜肥 厚	0 .	0 .	0.	0 .	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
④胸膜腫 瘍(中皮 腫)疑い	0 .	0 .	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0 .
⑤肺野の 間質影	8	4	0	0	0	0	1	1	2	0	5	3
⑥円形無 気肺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦肺野の 腫瘤状陰 影(肺がん 等)	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
⑧リンパ節の腫大	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
②胸膜プ ラーク且つ ⑤肺野の 間質影あり ※1	3 (2)	2 (2)	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)	1	0	1 (1)	1 (1)
胸部CT未受 診者	4	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0

[※]石綿ばく露の聴取のみの者を除く。

表5-2:調査対象者に関する石綿関連所見が見られた者の年齢階層別(胸部CTの画像所見)

①~⑧の年齢階層別集計

①胸水貯留

左松胜屋	合計		ア.主に直接職歴		イ.主に間接職歴		ウ.主に家庭内ばく露		エ.主に立入・屋内環境ばく露		オ.その他	
年齢階層	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()	0 ()										
40~49歳	0 ()	0 ()										
50~59歳	0 ()	0 ()										
60~69歳	0 ()	0 ()										
70~79歳	0 ()	0 ()										
80~89歳	0 ()	0 ()										
90歳以上	0 ()	0 ()										
合計	0 ()	0 ()	0	() 0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

※()は所見疑いを再掲

②胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)

年齢階層	合計		ア.主に直接職歴		イ.主に間接職歴		ウ.主に家庭内ばく露		エ.主に立入・屋内環境ばく露		オ.そ	の他
十四川	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()	0 ()										
40~49歳	0 ()	0 ()										
50~59歳	3 (2)	2 (2)	0	0	0	0	0	0	1	0	2 (2)	2 (2)
60~69歳	10 (1)	3 ()	0	0	2	2	4 (1)	1	1	0	3	0
70~79歳	3 ()	0 ()	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
80~89歳	7 (1)	4 (1)	1	0	1	0	1 (1)	1 (1)	1	0	3	3
90歳以上	0 ()	0 ()										
合計	23 (4)	9 (3)	1 ()	0 ()	3 ()	2 ()	6 (2)	2 (1)	4 ()	0 ()	9 (2)	5 (2)

※()は所見疑いを再掲

③びまん性胸膜肥厚

<u> </u>												
年齢階層	合	計	ア.主に	直接職歴	イ.主に	間接職歴	ウ.主に家	庭内ばく露	エ.主に立入・	屋内環境ばく露	オ.ぞ	の他
十四泊省	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()	0 ()										
40~49歳	0 ()	0 ()										
50~59歳	0 ()	0 ()										
60~69歳	0 ()	0 ()										
70~79歳	0 ()	0 ()										
80~89歳	0 ()	0 ()										
90歳以上	0 ()	0 ()										
合計	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

※()は所見疑いを再掲

④胸膜腫瘍(中皮腫)疑い

亚洲别关注	、 	/ //C+										
年齢階層	숃	計	ア.主	に直接職歴	イ.主に	間接職歴	ウ.主に家	庭内ばく露	エ.主に立入・原	屋内環境ばく露	オ.そ	の他
+ 断怕 眉	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()	0 ()										
40~49歳	0 ()	0 ()										
50~59歳	0 ()	0 ()										
60~69歳	0 ()	0 ()										
70~79歳	0 ()	0 ()										
80~89歳	0 ()	0 ()										
90歳以上	0 ()	0 ()										
合計	0 ()	0 ()	0	() 0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

※()は所見疑いを再掲

⑤肺野の間質影

年齢階層		合	Ħ		ア.ヨ	主に直打	接職歴	イ.主に	間接職歴	ウ.主に家	庭内ばく露	エ.主に立入・	屋内環境ばく露	オ.ぞ	の他
平剛陷層	計		うちす	大性	計		うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0	()	0	()											
40~49歳	0	()	0	()											
50~59歳	1	()	1	()	0		0	0	0	0	0	0	0	1	1
60~69歳	2	()	1	()	0		0	0	0	0	0	1	0	1	1
70~79歳	3	()	1	()	0		0	0	0	0	0	0	0	3	1
80~89歳	2	()	1	()	0		0	0	0	1	1	1	0	0	0
90歳以上	0	()	0	()											
合計	8	()	4	()	0	()	0 ()	0 (0 ()	1 (1 ()	2 ()	0 ()	5 ()	3 ()

※()は所見疑いを再掲

⑥円形無気肺

<u> </u>	<i>7</i> -1-											
年齢階層	合	計	ア.主に	直接職歴	イ.主に「	間接職歴	ウ.主に家	庭内ばく露	エ.主に立入・	屋内環境ぱく露	オ.そ	その他
十四四百万	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()	0 ()										
40~49歳	0 ()	0 ()										
50~59歳	0 ()	0 ()										
60~69歳	0 ()	0 ()										
70~79歳	0 ()	0 ()										
80~89歳	0 ()	0 ()										
90歳以上	0 ()	0 ()										
合計	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

※()は所見疑いを再掲

⑦肺野の腫瘤状陰影(肺がん等)

		計		直接職歴	イ.主に	間接職歴	ウ.主に家	庭内ばく露	エ.主に立入・原	屋内環境ばく露	オ.そ	の他
年齢階層	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()	0 ()										
40~49歳	0 ()	0 ()										
50~59歳	0 ()	0 ()										
60~69歳	1 ()	0 ()	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
70~79歳	1 ()	1 ()	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
80~89歳	0 ()	0 ()										
90歳以上	0 ()	0 ()										
合計	2 ()	1 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 ()	0 ()	1 ()	1 ()

※()は所見疑いを再掲

⑧リンパ節の腫大

(の)ファイ田10	ノルエノト											
年齢階層	合	計	ア.主に	直接職歴	イ.主に	間接職歴	ウ.主に家	庭内ばく露	エ.主に立入・)	屋内環境ばく露	オ.そ	の他
十四四日后	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()	0 ()										
40~49歳	0 ()	0 ()										
50~59歳	0 ()	0 ()										
60~69歳	0 ()	0 ()										
70~79歳	0 ()	0 ()										
80~89歳	1 ()	1 ()	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
90歳以上	0 ()	0 ()										
合計	1 ()	1 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 ()	1 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

※()は所見疑いを再掲

②胸膜プラーク且つ⑤肺野の間質影あり

年齢階層	合	計	ア.主に	直接職歴	イ.主に「	間接職歴	ウ.主に家	庭内ばく露	エ.主に立入・	屋内環境ばく露	オ.そ	の他
一种的相信	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()	0 ()										
40~49歳	0 ()	0 ()										
50~59歳	1 (1)	1 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)
60~69歳	0 ()	0 ()										
70~79歳	0 ()	0 ()										
80~89歳	2 (1)	1 (1)					1 (1)	1 (1)	1	0		
90歳以上	0 ()	0 ()										
合計	3 (2)	2 (2)	0 (0 ()	0 ()	0 ()	1 (1)	1 (1)	1 ()	0 ()	1 (1)	1 (1)

※()は所見疑いを再掲 ※胸膜プラーク且つ肺野の間質影がある者について、2所見のうち、いずれかが「疑い」であれば、()の所見疑いに計上している。

表6-1:平成27年度から石綿関連疾患と診断された者の診断状況

表6-1:平成2/年度	かり白	術 関連	矢忠と説	が回るれ	に有の	診断 状》	兀			-		
	合	計	ア.主に	直接職歴	イ.主に「	間接職歴		R庭内ばく 露	エ.主に立入・	屋内環境ばく露	オ.そ	の他
	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
試行調査が発見の契	2機					1	•		•	'		,
a. 中皮腫	0	0										
b. 肺がん	0	0										
c. 石綿肺	0	0										
d. 良性石綿胸水	0	0										
e. びまん性胸膜肥厚	0	0										
小計	0	0										
試 <u>行調査以外が発見</u>	の契機	Š							-			
a. 中皮腫	0	0										
b. 肺がん	0	0										
c. 石綿肺	0	0										
d. 良性石綿胸水	0	0										
e. びまん性胸膜肥厚	0	0										
小計	0	0										
合 <u>計</u>												
a. 中皮腫	0	0										
b. 肺がん	0	0										
c. 石綿肺	0	0										
d. 良性石綿胸水	0	0										
e. びまん性胸膜肥厚	0	0										
合計	0	0										

^{※()}は所見疑いを再掲

[※]肺がんについては、石綿以外の原因によるものも含まれている。

表6-2:平成27年度から石綿関連疾患と診断された者の労災、石綿救済法の認定状況

-		슴																						
										イ.主に間				7.主に家月				に立入・歴				オ.そ		
	労	災		救済	労		石綿			災'	石綿	救済		'災	石綿	救済		災		救済	労	災	石綿	救済
	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち	計	うち
見のも	₽機																							
		0	0	0																				
	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
恟水	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
が発見	の契	2機																						
		0	0	0																				
	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
恟水	0	0	0	0																				
肥厚	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
恟水	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
	0	0	0	0																				
	胸水 肥厚 が発す 胸水 胸水 胸水 胸ル厚	肥厚 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0	0	0

表7:石綿関連疾患と診断された者の発見契機別

表 /: 石 稀 関 連 疾 忠 。	二砂町	C11/2	日の男	兄关	戍川															
	合	計	試行	調査	試行記		住民	健診	職場	健診	人間	ドック	自覚	症状	他疾患	治療中	その	D他	不	明
	合計	うち 女性	計	うち 女性	小計	うち女 性	計	うち女 性	計	うち女 性	計	うち女 性								
a. 中皮腫	0	0	·										·						•	
b. 肺がん	0	0																		
c. 石綿肺	0	0																		
d. 良性石綿胸水	0	0																		
e. びまん性胸膜肥厚	0	0																		

^{※()}は所見疑いを再掲

[※]肺がんについては、石綿以外の原因によるものも含まれている。

表8:平成27年度から石綿関連疾患と診断された者の年齢階層別分類表

<u> 秋0. </u>	1/2/0				7 <u> </u>		1111 VX IV	•				
年齢階層	合	計	a. 中	皮腫	b. 朋	゙ゕ゙ん	c. 石	綿肺		ん性胸膜 !厚	e. 良性	石綿胸水
十四四百	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性	計	うち女性
40歳未満	0 ()											
50~59歳	0 ()											
60~69歳	0 ()											
70~79歳	0 ()											
80~89歳	0 ()											
90歳以上	0 ()											
合計	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()

^{※()}は所見疑いを再掲 ※肺がんについては、石綿以外の原因によるものも含まれている。

表9-1実施体制に関する課題

■行政機関(市区町村、都道府県、国)、医療機関、調査対象者との連絡調整
・高濃度ばく露者には受診カードを配布することになっているが、
高濃度ばく露の定義が環境省から示されておらず、あいまいさが残る。
一般環境経由からのばく露者が対象なので、明確な定義は難しいとは思われるが、
環境省で、高濃度ばく露者(具体的な距離・時間等)の定義をして頂きたい。
■その他

表9-2既存の検診事業との連携に関する課題

■既存の検診事業で実施する胸部X線結果の画像を活用すること

- ・CTは胸部X線検査の補完であり、胸部X線検査が基本である。既存事業への 相乗りでは、取り寄せ拒否等で確実な胸部X線検査が担保できない可能性がある。
- ・CTのみでなく、胸部X線検査も必要である。
 - 理由1) 救済法の基準にあてはまるプラークが見つかる場合があるため。
 - 2)「ばく露歴の評価」は、重要であると考えるため。
- ・胸部X線は、毎回必要である。
- ・胸部X線検査とCT検査は、同日に実施すべきである。
- ・既存の肺がん検診の仕組みは、肺がんの発見が主軸であるため、石綿関連所見は 見落とす可能性がある。
- ・肺がん検診を、経過観察や石綿検診として活用することは適していない。
- ・通常の肺がん検診では、肺がんに直結する事例でない場合、例えば胸膜プラークは 所見に記載しないなど、あえて結果に反映しない。
- ・肺がん検診の読影の際、胸膜プラークの認識がない医師もいると考えられる。
- ・肺がん検診の結果と違いがあった場合、肺がん検診に対する信頼度の失墜や 肺がん検診協力医療機関や医師会との摩擦、参加者からの訴訟も想定される。
- ・申し込みから読影までは時間が限られている。
 - 一方、胸部X線写真を取り寄せするには時間がかかる。

面倒なこと、メリットが無いと思われることは関係機関の協力も得られにくいと 思われる。

■その他

・胸部 X 線フィルムの取り寄せまでに約1か月かかり、専門委員会での読影に間に合わせるのが困難である。

<具体的な事例>

9月8日 問診日

参加者から「医療機関にて胸部 X 線検査をしている」と聞き取った場合、参加者に「フィルム取り寄せ同意書」の記載をして頂く。

9月9日~10日 市が電話にて医療機関との調整

9月11日~14日 医療機関宛、見積書の提出依頼を起案・決裁

9月14日 医療機関宛、見積書依頼文の送付 9月28日 医療機関から正しい見積書の提出

9月28日~10月2日 発注伺起案・決裁

10月2日 医療機関宛、取り寄せ依頼の電話

10月8日 医療機関から、XPの提出

10月9日 専門委員会にて読影

表9-3人員・施設等の確保に関する課題

■読影を行う石綿関連疾患の専門家

- ・試行調査終了後の石綿検診読影方法について、石綿所見を読影できる医師の召 集方法、開催方法(予算等)の検討を要する。
- ・今後全国的に石綿検診を拡大した場合、読影できる医師の確保が問題となる。 人財育成として安定した供給ができるとよい。

■胸部CT検査等を実施する医療機関

- ・問診や結果説明は重要と考える。 参加者の利便性を考え、受診者の来所回数を $1\sim2$ 回にするためには、 問診・検査を1回で済ませることが理想である。 しかし、横浜市の実情は次のとおりである。
 - * CT検査および問診・結果説明会など会場を貸してくれる医療機関では、 肺がん検診を実施していない。
 - * 肺がん検診とCT検査を同時に実施できそうな医療機関では、 問診・結果説明の会場を貸してもらえない。

■保健師・事務職員等の非常勤職員の確保、トレーニング

・問診終了後のデータ入力や、問診予約日の事前確認の電話に時間がかかる。今 後の肺がん検診における経過観察者の経過把握にも電話等時間がかかると予測 される。

さらに新規参加者が毎年発生するため、経過観察者もそれに伴い増加する。このように事業の事前、事後の業務量が多くマンパワーが必要である。

- ・石綿について非常勤職員の事前のトレーニングが必要であるが、アルバイト保健師等の確保に苦労する中、環境省主催の研修会参加まではお願いしづらい。又、アルバイトの雇用伺の前に、事前に研修日が決定しているのなら調整がつくかもしれないが、雇用日程が決まったあとでは尚更参加は不可能である。 eラーニング方式等での研修を考えて欲しい。
- ・保健指導をしてくれる人材の派遣を検討して欲しい。 例: CRC (治験コーディネーター)

■その他

・本人からの聞き取りによる、職業的なばく露歴の判断が非常に難しい。 (高齢による記憶のあいまいさ等からくる)

表9-4調査対象者に関する課題

■年齢・性別・石綿ばく露歴等を踏まえた調査対象者の選定

- ・昭和47年労働安全衛生法が施行されたため、若年(40歳未満)は、CTの被ばく の面から、試行調査に参加しない方が望ましいので検討して頂きたい。
- ・若年の参加希望者に対する取扱いであるが、CTによる放射線被ばくの問題もあり、石綿によるばく露評価についてどう考慮して実施すべきか。

案としては、参加者から石綿のばく露歴の問診をした後、専門委員会でCT実施の有無を判断できると良い。

ただし、申込から検査実施まで時間を要するデメリットがある。

■その他

・「健康管理手帳」の交付要件に該当がある方は、環境省との契約で試行調査の対象外となっている。しかし、労働局を御案内したものの、高齢者が多いため、手続きの複雑 さから手帳の取得まで至らないケースがあった。

職業歴があり石綿の不安がある方には、初回だけは試行調査で検査ができるよう門戸を広げるべきではないか。その後の保健指導の範囲内で、対面で健康管理手帳の御案内をするべきではないか。

具体的には、「交付要件に該当している者」を削除する。

く参考>

平成27年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(横浜市)委託業務実施要領

(1) 調査対象者

原則として、次の①~④を満たす者を調査対象者とする。

- ① 現在、横浜市に居住している者
- ② 平成2年以前に、泉南地域等(岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、 田尻町、岬町、大阪市、堺市及び河内長野市)に居住していた者
- または、平成元年以前に奈良県に居住していた者
- または、平成元年以前に横浜市鶴見区に居住していた者
- または、平成元年以前に羽島市に居住していた者
- または、過去に西宮市に居住していた者
- または、過去に芦屋市に居住していた者
- または、昭和30年から50年に尼崎市に居住していた者
- または、平成16年以前に北九州市門司区に居住していた者
- または、昭和33年から61年に鳥栖市に居住していた者
- ③ 横浜市が検査を実施する医療機関等で検査を受けることができる者
- ④ 本調査の内容を理解し、調査の協力に同意する者

ただし、上記の条件に該当する者であっても、<u>労働安全衛生法の石綿健康管理手帳を取得している又は交付要件に該当している者、</u>石綿障害予防規則により職場等で石綿に関する特殊健康診断を受けることができる者、石綿関連疾患が原因で医療機関を受診している者は、継続的に石綿関連疾患に係る健康管理が行われていることから、本調査の対象外とする。

■市区町村内における石綿ばく露地域の考え方

・横浜市では現在、旧朝日石綿工業の工場があった鶴見区だけが対象地域であるが、 問診の際、「石綿関連の工場が他にも所在していた」と聞き取っている。 大きな石綿工場があれば周囲に石綿に関連する下請け工場等あることが考えられ、 人によっては色々な不安をお持ちの方もいるので、市内全域に対象地域を拡大 することを検討する必要がある。	
■その他	

表9-6検査内容・検査頻度に関する課題

■調査対象者や前回の検査結果等に応じた検査の頻度

- ・ばく露歴聴取後、医師の意見を聞いて、その人は何の検査が必要か考えるのが 理想的。
- ・広範囲プラークや胸部 X 線写真でプラーク所見がある人の、今後の検査内容の基準がなく苦慮している。現状としては、専門委員会でその都度、確認している。 自治体間で差があるのは問題だと思うので、ガイドラインが必要である。

■胸部X線検査等の画像の取扱い

・読影の際、石綿関連疾患を判断するには胸部 X 線写真が必要であると専門委員会から意見があった。

■その他

- 「経過観察」が肺がん検診フォローで良いのか。 胸部X線写真での読影は限界がある。
- ・2回目以降の参加者については、比較読影を実施しないことは診断の精度上、 問題ではないか。
- ・ばく露歴がある人で、現在所見がない人の、次回のCT検査受診年を決めるべき ではないか。

リスク調査最終年で、プラークが見つかったケースもあることから、フォロー体制 として胸部 X 線検査フォローのみ続けることは健康管理上問題があるのではないか。

表9-7結果の通知及び保健指導に関する課題

■石綿関連所見が見つかった場合、見つからなかった場合の対応

- ・「肺がん疑い」となった場合、ご本人に対面でどう説明すべきか。本来、医師からの説明が望ましいが、本市の現状の体制では困難である。
- ・胸膜プラーク所見の説明をしたところ、「今まで受けてきた人間ドックで指摘され たことがない」と言われた。

他の医療機関との結果の違いを、どう説明するか困る。

■調査対象者の不安への対応

- ・本来、不安解消は医師の役目であるが、リソースの問題がある。
- ・保健指導の際、検査結果の細かな事を聞かれるが、保健師の対応では限界がある。
- ・「過去にプラークがあり」の人へ保健指導を行った結果、「以前と比べてその プラークがどう変化しているのか?」という質問を複数の者から問われた。
- ・「どれくらいの間隔でCTを撮ったらよいか?」と質問が多く、基準が明確では ないため、対応に苦慮した。
- ・今まで、横浜市では書面で結果通知を送付していたが、今年度から対面での結果 渡しとし、かつ保健指導を実施した。前半は集団指導、後半は個別指導とした。 これは、参加者のアンケートからも好評であった。しかし、実施するためのは人 材の確保が必要である。

表9-8費用に関する課題 ■既存の検診事業に係る費用負担の在り方 ■石綿対策の専門家の招へいに係る費用 ・環境省からの受託事業でなくなった場合、市がどれだけ負担できるか。 ■画像データ等、健康管理を通じて得られた情報の保存に係る費用

表9:健康管理の試行に伴う課題の抽出

■検査や読影、データ管理等の精度管理の方法、事業評価の方法

•	報告書様式にある	「びまん性胸膜肥厚」	の有無は、	胸部X線でないと分からない。

- ・事例によっては、結果を判断する際に比較読影を要するケースもあるので、撮影済 みフィルムの保管年数を検討すべきである。 ただし保管についてはスペースの問題がある。
- ・CTは平面(フィルム)で見ると精度が落ちる。VDTで読影をすると精度が上がるが、VDT保管方法や費用対効果の問題がある。又、専門委員会でのVDT使用による集団読影にはハード面等の検討が必要である。
- ・フィルムでの読影には、精度の限界がある。 将来的には、石綿専門医療機関によるVDT読影も視野に入れる必要がある。

・その他

表9-10その他、健康管理の試行に伴って生じた課題

■自治体主導ならびに企業主導の検診(例:石綿関連企業による住民検診等)とのすみわけ、両立について

- ・既に呼吸器科に通院している人が、主治医に石綿の不安を訴えても詳しい検査を してくれないため、専門委員会で、病院で撮影したCTフィルムを読影してほしい、 という希望がある。
 - →セカンドオピニオン的に試行調査を活用したい人がいる。対処すべきか。 対処した場合、主治医とのトラブルが発生することも考えられるか。
- ・石綿関連企業による検診と、石綿試行調査を併用して受けている参加者もいる。 無駄な被ばくであり、又、結果が異なった場合の対応に苦慮する恐れがある。 石綿関連企業の検診との両立は難しいのではないか。

■その他

- ・転居者調査を調査対象者に個別郵送したが、試行調査と混同される人が多かった。 転居者調査の周知方法については再考が必要。
- ・参加者には高齢者が多いが、思い違いや過去の事を思い出せなかったり、検査会場にたどり着けなかったり等、理解面で難しいと感じた。 健康管理の仕組みはシンプルにしたほうがよい。 例えば、検査から結果説明まで同一機関で出来るのが理想である。
- ・リスク調査での問診で確認した事と、今回の調査で確認したことの矛盾等があり、 困った。
- ・あいまいな記憶で(アスベストを使ったような気がする、等の表現)、ばく露歴 ア〜オを判断するのが難しい。

専門委員会委員名簿

(敬称略•五十音順)

1	今坂 圭介	(社)済生会横浜市東部病院呼吸器内科 医員
2	岩澤 多恵	神奈川県立循環器呼吸器病センター 放射線科部長
3	上原 隆志	日本医科大学多摩永山病院 助教
4	工藤 誠	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター 呼吸器病センター 部長・講師
5	篠原 岳	神奈川県立循環器呼吸器病センター 呼吸器内科医長
6	清水 邦彦	(社)済生会横浜市東部病院 呼吸器内科部長
7	髙山 重光	管工業健康保険組合健康管理センター 所長
8	野田 和正	公益財団法人 神奈川県予防医学協会 中央診療所 がん予防医療部長
9	三浦 溥太郎	横須賀市立うわまち病院 呼吸器科 顧問
10	森永 謙二	(独)環境再生保全機構 石綿健康被害救済部 顧問医師
11	小原 一葉	自衛隊横須賀病院 検査研究課 課長

指定医療機関一覧

	医療機関名	CT検査	精密検査
1	公益財団法人横浜市総合保健医療財団 横浜市総合保健医療センター	0	
2	独立行政法人 労働者健康福祉機構 横浜労災病院	0	0
3	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立循環器呼吸器病センター	0	0
4	公立大学法人 横浜市立大学附属病院	0	0

横浜市石綿試行調査

受診カード

★ 毎年肺がん検診を受けましょう ★

発行年月日	平成	年	月	B
氏名				
住所				

【このカードをお持ちの方へ】

あなたは、過去に石綿のばく露を受けた可能性があるので、肺がんや中皮腫などに気をつける必要があります。

禁煙するとともに、<u>毎年欠かさずに肺がん検診</u>を受診することをお勧めします。

また咳や胸痛などの症状が出た場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

【検診機関・医療機関へのお願い】

この方は、石綿(アスベスト)にばく露した可能性、又は、石綿関連所見が確認されています。

読影の際には、肺がんの有無だけでなく、中皮腫に関連 した所見である胸水貯留や胸膜肥厚などの所見について も、読影の程お願いします。

問合せ先

横浜市健康福祉局保健事業課公害保健担当

電話 045(671)2482

肺がん検診などの胸部 X 線検査の結果を記入しましょう

検診受診日	受診場所 (医療機関・福祉保健センター等)	検診結果
1105 /		異常なし
H27 /		 要精密検査→ 受診日
		安相面採且 文彰日 . /
		受診結果()
		異常なし
H28 /		
		要精密検査→受診日H . /
		受診先()
		受診結果()
H29 /		異常なし
1129 /		 要精密検査→ 受診日
		受診先()
		受診結果()
		異常なし
H30 /		
		要精密検査→受診日日 . /
		受診先(受診結果(
		異常なし
H31 /		≥£ U1
,		要精密検査→ 受診日 H . /
		受診先(
		受診結果()

【記入方法】氏名、住所、結果などご自身でご記入ください。

【受診カードのメリット】

- ・検診時、カードを医師に見せることで、石綿のばく露があることが伝わり、読影がしやすくなります。
- ・肺がん検診などの結果を経年的に把握することができ、万が一、石綿健康被害救済制度を申請されることになった場合、覚え書きとしてもお使い頂けます。

【試行調査協力費について】

カードをお持ちで、かつ平成 27 年度から試行調査終了年度(平成 31 年度予定)までの間、「横浜市肺がん検診」を受診した方に対し、自己負担分(胸部 X 線写真分)の助成を受けることができます。

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査における 横浜市肺がん検診自己負担分助成事業実施要綱

制定 平成27年8月20日 健保事第1601号(健康福祉局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、環境省の委託事業「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」(以下「試行調査」という。) において、本調査に協力を申し出た者に対する「横浜市肺がん検診」を受けた際の自己負担分を助成することに ついて必要な事項を定めるものとする。

(対象者の定義)

- 第2条 試行調査は、別紙のとおり実施するが、この要綱において、試行調査の対象者は、次の各号を全て満たす者とする。
 - (1) 現在、横浜市に居住している者
 - (2) 平成元年以前に横浜市鶴見区に居住していた者、平成2年以前に泉南地域等(岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、大阪市、堺市及び河内長野市)に居住していた者、平成元年以前に奈良県に居住していた者、平成元年以前に羽島市に居住していた者、過去に西宮市に居住していた者、過去に芦屋市に居住していた者、昭和30年から昭和50年までに尼崎市に居住していた者、平成16年以前に北九州市門司区に居住していた者又は昭和33年から昭和61年までに鳥栖市に居住していた者
 - (3) 試行調査の内容を理解し、調査の協力に同意する者

ただし、労働安全衛生法に基づく石綿健康管理手帳を取得又は交付要件に該当している者、石綿障害予防規則に基づき職場等で石綿に関する健康診断を受けることができる者及び石綿関連疾患が原因で医療機関を受診している者は、継続的に石綿関連疾患に係る健康管理が行われていることから、試行調査の対象外とする。

(申請の対象)

- 第3条 この要綱に基づき助成の申請ができる者(以下「申請者」という。)は、試行調査参加者のうち、次の(1) 又は(2)を満たす者とする。
 - (1) 別紙「石綿ばく露の評価」において、「問診」、「CT検査」及び「保健指導」の全てを受け、かつ、横浜市肺がん検診の胸部X線画像を取り寄せることに同意し、健康福祉局保健事業課が画像を取り寄せることができる者
 - (2) 別紙「健康管理」において、「受診カード」の発行を受け、かつ横浜市肺がん検診の受診者

(助成金額)

第4条 助成金の額は、横浜市肺がん検診のうち、胸部X線検査の自己負担分とする。

(申請)

- 第5条 申請者は、次に掲げる書類を横浜市長に提出しなければならない。
 - (1) 試行調査における横浜市肺がん検診自己負担分助成交付申請書(第1号様式)
 - (2) 横浜市民証明書(第2号様式)
 - (3) 肺がん検診費用証明書(第3号様式)

- (4) 肺がん検診受診証明書(第4号様式)
- (5) 振込口座証明書(第5号様式)

(書類の提出)

第6条 申請者が、この要綱の各規定に基づき、市長に提出する申請書類等は、健康福祉局保健事業課に提出する ものとする。

(助成申請の期間)

第7条 前条の規定による申請については、毎年度、11月1日から2月末日までに申請する。申請できる対象期間は、第3条第1号においては前年度又は当該年度に撮影された画像1回分、同条第2号においては当該年度1回分とする。

(支払)

第8条 助成金は、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年横浜市規則第57号)」第141条の定めるところにより、口座振替で行うものとする。

(調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱による助成金の交付に必要な事項について申請者に報告を 求め又は調査を行うことができる。

(返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(期限)

第11条 この要綱は、横浜市が環境省と試行調査の契約を終了した年度をもって廃止とする。

(雑則)

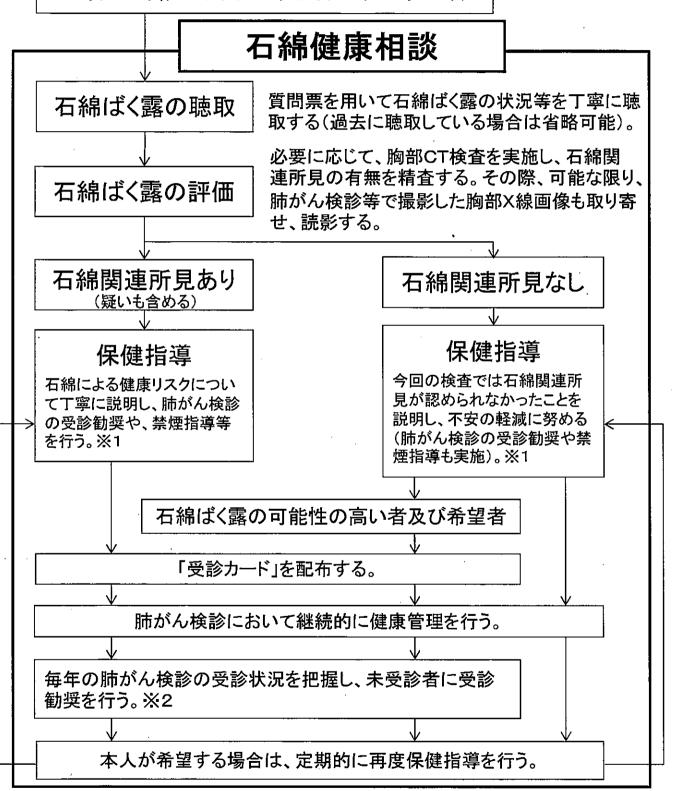
第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

石綿ばく露者の健康管理に係る 試行調査の進め方(概念図)

石綿ばく露の不安のある者のうち希望者



※1 精密検査の必要があると判断された場合は、医療機関を受診するよう指導する。

^{※2}調査対象者が希望する場合には、リスク等を説明の上で年1回に限り胸部CT検査を実施できる。

試行調査における横浜市肺がん検診自己負担分助成交付申請書

平成 年 月 日

(請求先) 横 浜 市 長

申請者氏名

次のとおり肺がん検診自己負担助成を申請します。

(フリカ゛ナ)

申請者住	所	横浜市	Ħ	Σ	₹										
										_					
電話番号	크-						携	帯電話	香号						
生年月日	3	大正・	昭和	年	月		Ħ	申請	額						円
mle 20 2	受	診日				平	成	年	月	日					
肺がん 検診	受討	参場所		福祉保 医療機		ンター	-名()	
申請対象となる事由 *該当するもののどれかひとつの番号を○で囲んでください。			1 平) 2 平) 南。 3 平) 4 平) 5 過: 6 過: 7 昭2 8 平)	成 式 市 成 成 去 去 和 成元 2 年 熊 年 年 西 芦 年 2 16 年 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	は前には、いまれば、いまれば、いまれば、いまれば、いまれば、いまれば、いまれば、いまれば	泉南、田民県の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	地域等では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(岸和日本) 大阪市 こ 足崎市 区に居	田市、貝 方、堺市 可に居住 方に居住	及び河					阪
	機関名			=	支店名	店名 口座名義人(カ				カナ記載)					
助 成 受領口座			信 用	行 銀行 組合 和合 共同組合				本 支 支 出張	店 所						
		金融機	関コー	ド	支	店コー	- ド	種別		口座番号(右づめで詞			2入)		
								普· • 当·							

- (注意) 1 請求者と口座名義人は同一としてください。
 - 2 ゆうちょを銀行を指定される場合は、他の金融機関からの振込用口座をご記入ください。 振込用口座がわからない場合は、お近くのゆうちょ銀行にお問い合わせください。

横浜市民証明書

横浜市民確認書類(写)貼付欄

【貼付するときの注意点】

- ※本人確認書類(写)を、枠の位置に貼付してください。
- ※貼付した写しがはがれないように、写し全体をのり付けしてください。
- ※クリップ、ホチキス等は使わないでください。

【本人確認書類として認められるもの】

①~⑨のいずれか一つの写しを、貼付してください。(お名前とご住所が確認できる箇所)

- ①運転免許証 ②パスポート }
- ③健康保険証(健康保険カード) _______ [
- ④住民基本台帳カード
- ⑤住民票
- ⑥在留カードまたは特別永住者証明書
- ⑦外国人登録証明書
- ⑧介護保険証
- ⑨身体障害者手帳・愛の手帳 (療育手帳)・福祉医療証・自立支援医療受給者証

運転免許証、パスポートの場合

お名前やご住所の変更記載がある場合は、変更記載のページの写しも貼付してください。

健康保険証の場合

ご家族の扶養に入られている場合は、 表紙と申請者のお名前が記載されている ページの写しを貼付してください。

【請求できる条件】

○は横浜市民である日 *は横浜市民でない日

○は演奏市氏である日 ・・・な演奏市氏でない日									
	横浜市肺がん検診		試 行 調 査	÷±-12- □	申請の				
	受診日(※期限あり)	問診日	CT 検査日	保健指導日	請求日	可,否			
	0	0	0	0	0	可			
石綿ばく	0	0	0	0	*	口			
露の評価	0	0	0	*	*	否			
	0	0	*	*	*	否			
健康管理	0			○ (注)	0	可			
VCM, D.T.	0			〇 (注)	*	可			

「石綿ばく露の評価」においては、肺がん検診の画像をとりよせることができた場合
→ 申請年度 又は 前年度

「健康相談」においては、「受診カード」を発行された方が、肺がん検診を受けた場合
→ 申請年度

(注) 保健指導は、本人が希望する場合のみとする。

肺がん検診費用証明書

横浜市肺がん検診領収書(原本)貼付欄

【貼付するときの注意点】

- ※横浜市肺がん検診領収書の原本を「受診日」と「金額」がはっきりわかるように 枠内に貼付してください。
- ※貼付した領収書がはがれないように、のり付けしてください。
- ※クリップ、ホチキス等は使わないでください。

肺がん検診受診証明書

横浜市肺がん検診結果(写)貼付欄

【貼付するときの注意点】

- ※横浜市肺がん検診結果の写しを「受診日」と「氏名」がわかるように 枠内に貼付してください。
- ※貼付した写しがはがれないように、写し全体をのり付けしてください。
- ※クリップ、ホチキス等は使わないでください。

振 込 口 座 証 明 書

振込口座証明書類(写)貼付欄

【貼付するときの注意点】

- ※第1号様式に記載した口座を証明する書類(写)を、枠内に 貼付してください。
- ※貼付した写しがはがれないように、写し全体をのり付けしてください。
- ※クリップ、ホチキス等は使わないでください。

【振込口座証明書類として認められるもの】

- ①~②のいずれか一つの写しを、貼付してください。
 - ①キャッシュカード
 - ②通帳(※金融機関、支店名、口座番号のほか、口座名義人(カナ)がわかる部分)



ゆうちょ銀行の場合

他の金融機関からの振込口座の情報が記載 されている部分の写しを貼付してください。

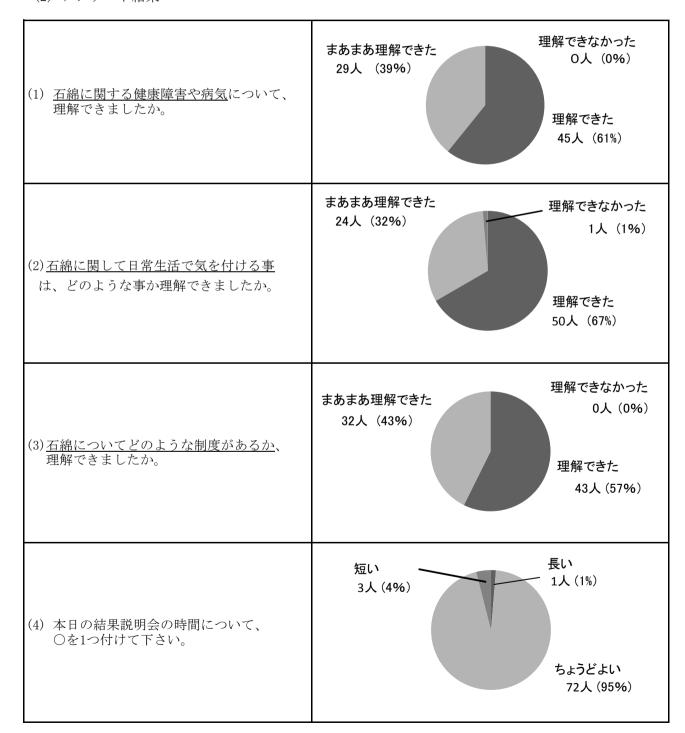
参加者へのアンケート結果

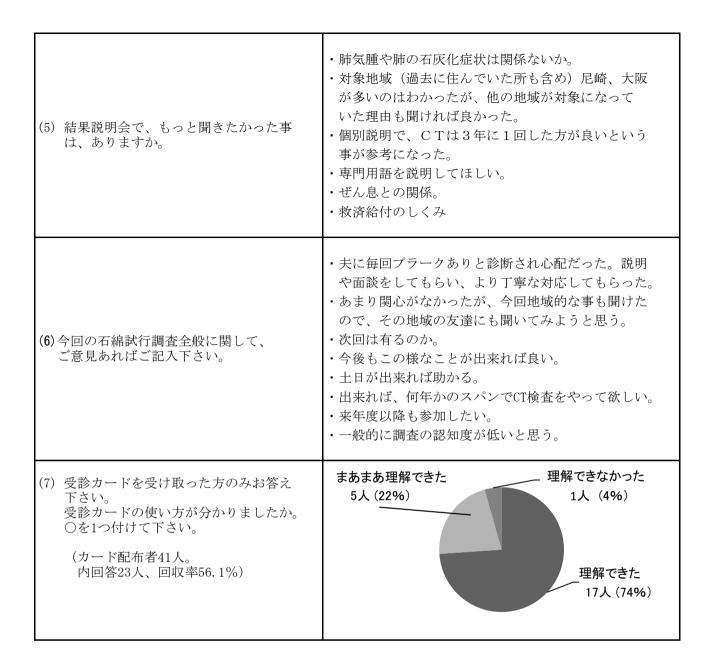
別添4

- (1) 実施内容
- 結果説明会実施日平成27年10月23日、11月26日、12月17日の計3回
- 対象者

平成27年度横浜市石綿試行調査の参加者の内、上記の結果説明会に来た者 (*上記の結果説明会に来所せず、本庁舎にて個別で結果説明をした7人にはアンケート実施せず)

- ・回答数 結果説明会来所者79人、内回収76枚、回収率96.2%
- (2) アンケート結果





平成27年度環境省委託業務報告書

平成27年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(横浜市)委託業務

平成28年3月31日

発注者 環境省総合環境政策局

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

TEL: 03-3581-3351(内線 6389) FAX: 03-5510-0122

E-mail ISHIWATA@env.go.jp

受託者 住所 横浜市中区港町1丁目1番地

名称 横浜市